

山梨県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱

平成28年6月30日制定

林振 第590号

(趣旨)

第1条 知事は、森林整備の効率的かつ円滑な実施、低コストな作業システムの確立及び県産材の供給促進を目的に、林業事業者等が高性能林業機械を導入するにあたり要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 この要綱で対象とする事業は、次世代林業基盤づくり交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25林政経第105号）に基づいて実施する事業とし、補助金の交付の対象となる区分、事業種目、施設区分、補助対象経費及び補助率は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金交付の申請)

第3条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第4条 この補助金には、次の（1）から（4）までの条件を付すものとする。

- （1）補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表1に定める重要な変更）及び補助事業を中止又は廃止をしようとする場合には、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第2号）により知事の承認を受けなければならない。
- （2）補助事業が予定期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
- （3）補助事業者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様

式第3号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を補助事業者に納付させることができる。

(4) 補助事業者が(1)から(3)までの条件に違反した場合、知事はこの補助金の全部又は一部の返還を補助事業者に対して求めることができる。

(状況報告)

第5条 補助事業者は、補助金等の交付決定に係る年度の9月30日現在において、事業遂行状況報告書(様式第4号)を作成し、当該年度の10月10日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 知事は、補助金を補助事業完了後に交付するものとする。ただし、補助事業者の申請により知事が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

2 前項に定める概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの)について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

また、処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって知事の承認を受けたものはこの限りでない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（検査）

第9条 知事は、必要があると認めるときは職員をして実施に検査を行うことができる。

（書類の保存）

第10条 補助事業者は、事業に係る関係書類について、事業等に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は平成28年6月30日から施行する。

別表 1

区分	事業種目	施設区分	補助対象経費	補助率	重要な変更
1 森林整備・林業等振興整備交付金					
(1) 森林整備の推進	林業機械作業システム整備	林業機械導入 【森林整備型】	1 事業費 次世代基盤づくり交付金交付要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 林政政第 174 号）別表 2 において、左記事業種目に掲げる事業を行うのに要する経費	次世代基盤づくり交付金交付要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 林政政第 174 号）別表 1 における、左記の区分の交付率	補助対象経費の増額又は 20%を超える減額
(2) 望ましい林業構造の確立	林業機械作業システム整備	林業機械導入 【素材生産型】	2 附帯事務費 施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費 ただし林業機械導入【素材生産型】に限る		
			3 附帯事務費 市町村が 1 の経費に係る事業の実施の指導監督等を行うのに要する経費		

様式第1号（第3条関係）

平成 第 年 月 日

山梨県知事殿

所在地
団体名
氏名 印

山梨県高性能林業機械等整備事業費補助金交付申請書

平成 年度において山梨県高性能林業機械等整備事業を実施したいので、同事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金等 円を交付されたく、関係書類を添えて補助金等の交付を申請します。

1. 事業の目的
2. 事業の内容及び経費の配分
 - (1) 事業の内容
 - (2) 経費の配分

経費の区分	経費の内訳			計	備考
	県補助金	市町村費	その他		
	円	円	円		
計					

※備考欄には、補助率等を記載する。

3. 事業完了予定年月日
平成 年 月 日

4. 収支予算（精算）

- (1) 収入

経費の区分	予算（精算）額			計
	県補助金	市町村費	その他	
	円	円	円	円
計				

- (2) 支出

経費の区分	予算（精算）額	算出基礎
	円	
計		

5. 添付書類

- (1) 補助金交付申請書には、別紙事業実施計画書を添付すること。
- (2) 補助金実績報告には、領収書又は請求書の写し、完成写真を添付すること。
- (3) その他知事が必要と認める書類を添付すること。

事業実施計画書

1 事業の概要

事業種目	工種又は区分	事業内容
		(1) 受益対象地域の範囲 (2) 素材生産との関連 (3) 事業効果

(注) 工種又は区分には、別表 1 「工種又は区分」の該当する項目を記載すること。

2 利用計画等

事業種目	受益戸数	素材生産量				機能要件に係る指標 (素材生産量の伸び率)	備考
		現状	将来				
		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度		

(注) 1 利用計画における現状は、機械の導入年度の計画値を、将来は、整備年の翌年を始期として 3 年間の各年度の計画値を記載する。

2 機能要件に係る指標は、機械導入年度を始期とした 4 年間の素材生産量の伸び率を記載する。

3 備考欄には、機械導入年度を始期とした 3 年間平均の素材生産量を記載する。

3 添付資料

- (1) 位置図、配置図等
- (2) 概算機械経費明細書
- (3) 導入する機械のカタログ等
- (4) 費用対効果分析報告書

森林・林業再生基盤づくり交付金の事業評価実施要領（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 林政経第 108 号林野庁長官通知）により作成すること。

(5) その他

事業費、機能要件の積算の基礎を整備しておくほか、利用計画（生産計画等）、団体等の規約・定款、機械施設の運営規定、事業に関する収支計画、事業成果等、事業計画の参考となる資料を整備しておくものとする。また、現在の状況から変化を定量的に示すフロー図等を適宜添付する。

様式第2号（第4条第1項関係）

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏 名 印

平成 年度山梨県高性能林業機械等整備事業
計画変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた山梨県高性能林業機械等整備事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、同事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により申請します。

（以下第1号様式に準じて作成する。）

1. 事業の目的
2. 事業の内容及び経費の配分
3. 事業完了予定年月日
4. 収支予算（精算）
5. 添付書類

（注1）「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換える。

また、補助金等の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できる表を作成し添付すること。

様式第3号（第4条第3項関係）

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏 名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた山梨県高性能林業機械等整備事業費補助金について、次のとおり報告します。

1 事業実績額

金 円

2 申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 添付書類

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書
- (2) 消費税及び地方消費税確定申告書の写し
- (3) その他参考となる書類

様式第4号（第5条関係）

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地
団体名
氏 名 印

平成 年度山梨県高性能林業機械等整備事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金等の交付決定通知のあつた事業について、山梨県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱第5条の規定により、9月30日現在の事業遂行状況を次のとおり報告します。

区分	計 画		遂行状況			支出 済額 円	概算 払い 受領 済額 円	備 考
	事 業 費 円	交 付 額 円	事業 着手 年月日	事業 完了 予定 年月日	進捗 率 %			
	森林整備・林業等振興整備交付金	森林整備の推進						
望ましい林業構造の確立								
小計								

様式第5号（第6条関係）

第 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地
団体名
氏 名 印

平成 年度山梨県高性能林業機械等整備事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨
県高性能林業機械等整備事業費補助金について、同事業費補助金交付要綱
第6条の規定により関係書類を添えて報告します。

（以下第1号様式に準じて作成する。）

1. 事業の目的
2. 事業の内容及び経費の配分
3. 事業完了予定年月日
4. 収支予算（精算）
5. 添付書類

様式第6号（第7条第2項関係）

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏名 印

概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県高性能林業機械等整備事業費補助金について、同事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり概算払の請求をします。

- 1 概算払請求額 金 円
2 内 訳

補助金決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ① - ② = ③	今回概算 請求額	備考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

- (1) 現金 指定金融機関名
(2) 口座振替 振替先銀行名 預金種別
口座名 No.

様式第7号（第8条第2項関係）

第 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地
団体名
氏 名 印

財産処分承認申請書

平成 年度山梨県高性能林業機械等整備事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、同事業費補助金交付要綱第8条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類